

養殖業者の皆様へ

食品衛生法上の基準値を超える養殖魚を生産しないよう、以下に気をつけて下さい。

- 飼料の放射性セシウムの暫定許容値は、食品の基準値を超えない養殖魚を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安です。
- 暫定許容値を下回る飼料を使いましょう。
- 飼料を購入したり、譲り受ける場合には、原料管理も含め適切に製造管理されたものであることを、飼料販売業者に確認しましょう。
- 自ら飼料を生産する場合は、放射性セシウムの状況について、各県にお問い合わせください。
〔 水産物の検査状況については、東日本太平洋側水域を中心に、水産物の放射性物質検査結果が農林水産省のホームページでも公開されています。 〕
- 魚等の残渣・廃棄物又はこれを原料とする堆肥を販売・譲渡する場合は、生産状況の情報を適切に提供しましょう。

＜飼料の放射性セシウムの暫定許容値＞
養殖魚用飼料（観賞魚用を除く） 1キログラムあたり40ベクレル

このことに関するお問い合わせは
香川県農政水産部水産課 087-832-3471